

入所利用
重要事項説明書
(利用者用)



医療法人社団 晃弥会

介護老人保健施設 あいあい

介護老人保健施設あいあい利用のご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設あいあい
- ・開設年月日 平成13年2月1日
- ・所在地 広島県府中市三郎丸町137番地
- ・電話番号 0847-40-1010
- ・FAX番号 0847-40-1550
- ・管理者名 池田 純（施設長）
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（3451780013号）

(2) 介護老人保健施設あいあいの運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設あいあいの運営方針]

- ① 老人福祉の資質の向上に努め、特別養護老人ホーム等の施設又は家庭と医療機関との中間的処遇を基調とした介護を行うものとする。
- ② 医療と介護の機能を備えた施設とし、医療面の偏重を避け、生活援助の場としての施設を原則に、医療と福祉の均衡の取れた処遇に努める。
- ③ 前各号の推進にあたっては、地域の福祉関係機関、医療関係機関との連帯を密にし実効を図るものとする。

(3) 施設の職員体制

R5.12.01

	職員	非常勤職員	
・医師	1	2	
・事務長	1		
・看護職員	7	2	
・介護職員	34	1	
・介護支援専門員	1		
・支援相談員	2		内1名は介護支援専門員兼務
・管理栄養士	1		
・理学療法士	6	2	
・作業療法士	3	0	
・言語聴覚士			
・事務職員	2		
・薬剤師		1	

(4) 入所定員 80名

2. サービス内容

ケアサービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・保証人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

医 療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

内 服 薬：

医師の処方によっては、入所前に飲まれていたお薬と効果は同じですが、名前・形状の異なる後発医薬品を使用する場合があります。（ジェネリック医薬品）

介 護：

施設サービス計画に基づいて実施します。

機能訓練：

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内での生活のすべてが機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

相談支援：

支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。また、要望や苦情なども、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

療 養 室：

個室 2人室 4人室

※ 医学的判断により転室していただくことがあります。

※ 個室及び最上階2人部屋の利用には、別途料金をいただきます。

食 事：

朝食 7時30分～ 8時30分

昼食 12時00分～13時00分

夕食 17時30分～18時30分

※ 食事は原則として食堂でおとりいただきます。

入 浴：

週に最低2回。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

理 美 容：

ご希望により月2回、理美容サービスを実施します。（別途料金をいただきます。）

送 迎：

（エリア：府中市【上下を除く】・福山市【新市、芦田】・尾道市【御調町】）

※ エリア外は1km/40円（税込）頂きます。また、その他エリアは相談に応じます。

※ 日曜・年始1日～3日の送迎はありません。

3. 利用料金

別紙1 利用料金をご覧ください。また今後、物価変動（燃料費・食材費等）や介護報酬の改定に伴い改定する事があります。

お支払いは基本的に当施設指定の金融機関（広島銀行・中国銀行・ゆうちょ銀行・福山市農業協同組合等）のいずれかの利用者名義の口座より口座振替の自動引き落としとさせていただきます。月末締めの前月料金を毎月15までに請求書を発行させて頂き、郵送にて送らせて頂きます。

尚、引き落とし日については毎月20日とし、金融機関が休日の場合は翌営業日とします。また支払いの方法について自動引き落としが難しい場合には現金でのお支払いも可能であるため、相談ください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

4. 他機関・施設との連帯

協力医療機関への受診：

当施設では、病院や歯科診療所に協力をいただいておりますので、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療・歯科機関

名 称 公立みつぎ総合病院

住 所 広島県尾道市御調町市124番地

- ・ 協力歯科医院

名 称 府中第一歯科医院

住 所 広島県府中市出口町887-1

名 称 甲斐歯科医院

住 所 広島県福山市芦田町大字下有地980-2

他施設の紹介：

当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

5. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 面会は原則として午前9時から午後7時までです。時間外はご遠慮ください。面会の際には受付窓口の面会表に記入してください。なお、職員に対する心遣いは一切お断りしておりますのでご了承ください。
- ・ 外出・外泊は事前に職員にお申し出ください。但し、外泊については、ひと月に7泊8日までとさせていただきますが、外泊期間については、支援相談員又は介護主任へお問い合わせ下さい。
- ・ 喫煙は決められた場所以外では許可しません。
- ・ 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにも限らず、施設、設備を壊したり汚した場合にはご利用者の自己負担により現状に修復していただくか、または相当額対価をお支払いいただくことがあります。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは職員にお申し出ください。
- ・ 金銭・貴重品については原則として持ち込み禁止です。
- ・ 他科受診・投薬については、当施設長（医師）の診断により対応いたしております。なお、外出時の本人及び家族による他科受診及び投薬の処方については、ご遠慮ください。

6. 非常災害対策

防火管理者 防災管理者	浅井 淳芳
非常時の対応方法	当施設の定めるマニュアルによる
平常時の訓練	2回/年（春・秋）、設備点検も合わせて実施
防災設備	自動火災報知器・非常警報装置・消火器・消火栓・スプリンクラー 非常発電装置・避難用滑り台

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 事業者からの契約解除について

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除する事ができます。

①契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病院等の重要項目について故意にこれをつけず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

②契約による、第5条1項から第3項に定める利用料金の支払いが7日間以内に支払われない場合

③契約者が、故意又は重大な過失により事業者又は、サービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うほか、身体的暴力や精神的暴力等のパワーハラスメント及び性的な言動等のセクシャルハラスメントを行うなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(契約解除する場合の具体例)

暴力又は乱暴な言動

- ・物を投げつける、物を破壊する、物をたたく
- ・刃物を向ける、服をちぎる
- ・怒鳴る、噛みつく、脅迫する
- ・気に入らない職員や特定の職員を集中的に批判したり、いやがらせをする
- ・他施設や他者との批判をしながら、過大なサービスを要求したり、罵倒したりする
- ・職員への批判をSNSやインターネット（ホームページ）などへ掲載する。

セクシャルハラスメント

- ・職員の体を触る、手を握る、抱きしめる
- ・卑猥な写真を見せる
- ・不必要に自分の体を触らせようとする
- ・性的な発言や卑猥な言動をする など

その他

- ・職員を長時間にわたり束縛しようとする
- ・職員の自宅の住所や電話番号を何度も聞く
- ・奇声や大声を発する

《虐待防止のための措置に関する事項》

- ・事業者は、利用者への虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行う。
 2. 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
 3. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 4. 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- ・事業者は、サービス提供中に、当該事業者従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

9. 要望及び苦情等の相談

ご要望や苦情などは、お気軽に担当支援相談員か、お近くの職員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

担 当	役 割	担当者及び連絡先
苦情受付 担当者 (支援相談員)	苦情の受付・確認・記録	氏 名： <u>加覧 尚樹・鏡内 砂奈枝</u> 電話番号：0847-40-1560 FAX：0847-40-1550 対応時間：8：30～17：30
苦情解決 責任者 (事務長)	苦情の解決	氏 名： <u>倉田 真里子</u> 電話番号：0847-40-1010 FAX：0847-40-1550 対応時間：8：30～17：30

10. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。また、原爆被爆者及び低所得者の方に対しては、一部負担や特定入所者介護サービス費などの減免制度があります。分からないことがありましたら、職員にお聞きください。

介護老人保健施設あいあい

施設入所重要事項説明書同意書

介護老人保健施設あいあいを入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用重要事項説明書及び利用料金一覧表を受領し、また個人情報の利用に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

利用料等の支払いについては、貴施設に対し一切迷惑はかけません。

令和 年 月 日

所在地：〒726-0026

広島県府中市三郎丸町 137

事業者名：医療法人社団 晃弥会

介護老人保健施設 あいあい

理事長 門田 悦治 殿

管理者 池田 純 殿

説明者

⑩

<利用者>

住 所

氏 名

(続柄)

⑩

<保証人>

住 所

氏 名

(続柄)

⑩

<保証人>

住 所

氏 名

(続柄)

⑩